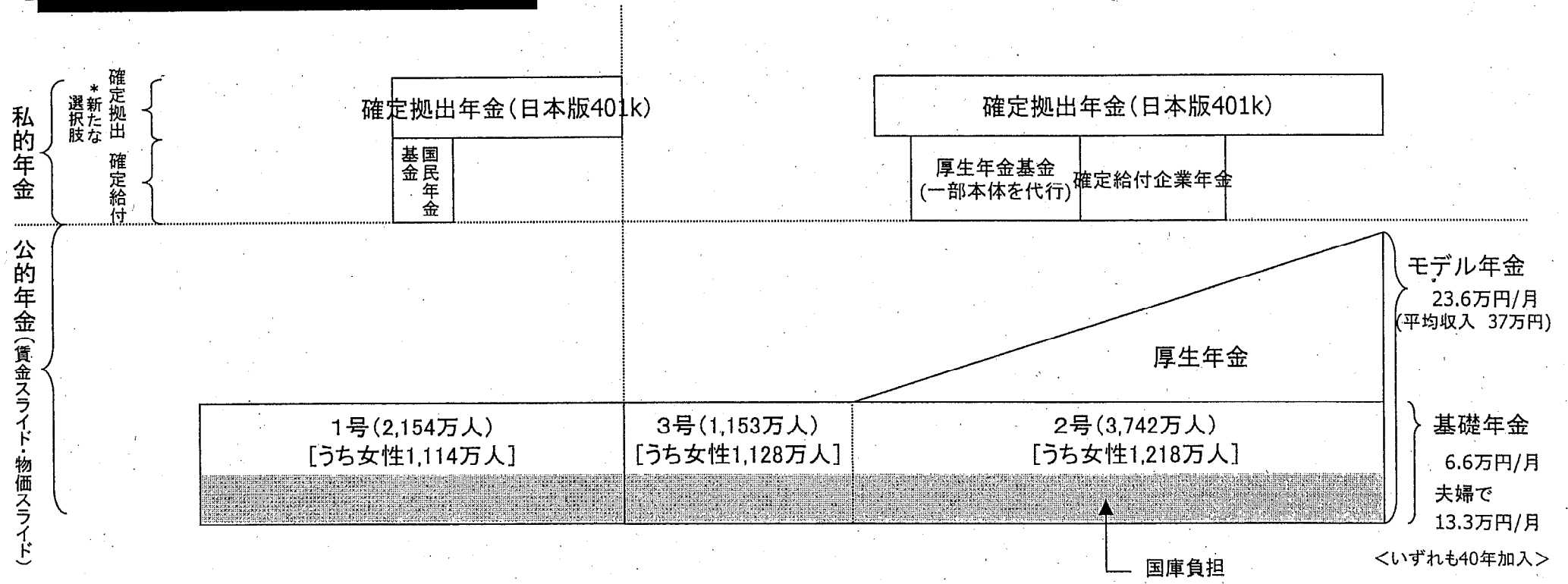


現行の年金制度の仕組み



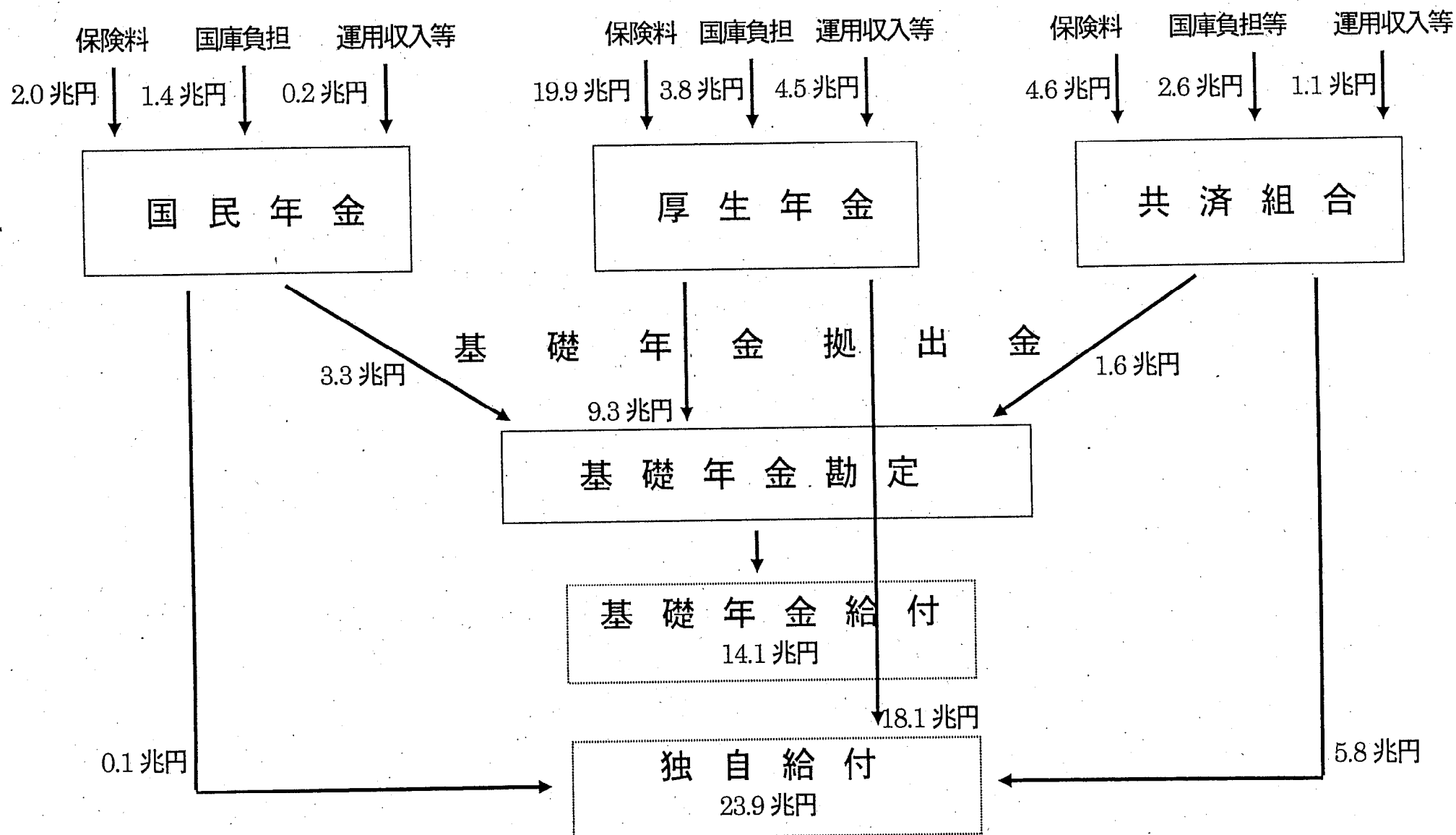
第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
○20歳以上60歳未満の自営業者、農業者等	○民間被用者、公務員等	○民間被用者、公務員等に扶養される配偶者
○保険料は定額 月額13,300円	○保険料は報酬額に比例 厚生年金保険料率:13.58% 〔2号と3号の基礎年金拠出金及び厚生年金保険(報酬比例部分)に充当〕	○被保険者本人は負担を要しない ○配偶者の加入している年金の保険者が負担
○労使折半で保険料を負担		
○国庫負担については基礎年金の3分の1		

○ 公的年金受給権者数(平成14年3月末) 2,951万人

○ 公的年金受給者の年金総額(平成13年度) 40兆7,840億円

年金制度の給付と負担の流れ

(2001年度決算ベース)



年金改革の骨格に関する方向性と論点について

平成16年の年金改革に向けて、これまでの各方面の議論を参考にし、厚生労働省において、改革の骨格に関して今後の議論のたたき台としてとりまとめたもの。今後、広く国民的議論が行われることを期待するとともに、国民的な合意の下で改革を進めていくことを目指す。

《平成16年の年金改革の基本的視点》

- ①若い世代を中心とした現役世代の年金制度への不安感、不信感を解消すること
- ②少子化の進行等の社会経済情勢の変動に対し、柔軟に対応でき、かつ、恒久的に安定した制度とすること
- ③現役世代の保険料負担が過大にならないよう配慮することに重点を置きつつ、給付水準と現役世代の保険料負担をバランスのとれたものとする
- ④現役世代が将来の自らの給付を実感できる分かりやすい制度とすること
- ⑤少子化、女性の社会進出、就業形態の多様化等の社会経済の変化に的確に対応できるものとする

《特に取り組むべき課題》

- ①前回改正法で規定された、安定した財源(平成16年度2.7兆円(平成11年度価格)、その後所要財源は増加)を確保して基礎年金国庫負担割合を2分の1に引き上げることが、最終保険料水準を過大にせず、給付も適切な水準を保つため、不可欠。
- ②少子・高齢化が急速に進行する中で、将来の保険料水準を過度に上昇させないため、保険料引上げ凍結の解除が必要。